

令和元年東日本台風災害から2年を迎えるにあたっての会長談話

- 1 令和元年10月12日夜から13日未明にかけて東日本を通過し、平成以降の日本における台風被害としては最悪の被害を及ぼした令和元年東日本台風から、2年を迎えました。この台風で亡くなられた方々に改めて哀悼の意を表するとともに、多くの被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

長野県では千曲川が広範囲で氾濫し、県内だけでも、死者23名（災害関連死を含む）、負傷者150名、住家被害は全壊1087世帯・半壊2888世帯を含む9298世帯にのぼり、約2万3000人もの方々が被災しました（令和3年6月29日現在）。

- 2 当会は、発災翌日に災害対策本部を立ち上げ、関係諸機関と連携しつつ、被災された方々への法的支援に一丸となって全力で取り組んで参りました。

平時より、当会では、会員の半数以上にあたる約140名の被災者支援弁護士登録体制を構築しており、発災3日後には「復興支援ダイヤル」を立ち上げて無料の電話相談・面談相談・出張相談対応を開始しました。並行して、行政機関が対応しきれない生活再建のための支援情報等を提供すべく被災地公民館や被災民家等に赴いての被災者支援制度説明会の開催、当会が率先して進めてきた8土業連携による長野県災害支援活動土業連絡会と長野県との協定に基づくワンストップ相談会の開催、災害ADRによる紛争解決、被災者向けサロンに赴き炊き出しに協力しながらの相談対応、長野県建築士会・長野市等との連携による総合相談会への参画等々により、これまで360件以上の法律相談等に対応してきました。

また、当会は、返済困難な債務を負った被災者の生活再建の支援として、自然債務整理ガイドラインを用いた債務整理事案対応のために登録専門家弁護士約60名体制で対応し、本日時点で24件中10件の調停成立に至っています。都道府県別にみた東日本台風に起因する同制度の取扱件数としては、最も多い利用件数であり最も多い成立件数となっています。

- 3 当会では、平時から災害対策に努めて参りましたが、東日本台風での被災者対応の経験を契機として更なる災害対策の拡充を図り、県のみと締結していた災害時法律相談業務協定を県内主要都市とも締結する方針とし、令和2年の佐久市との協定を皮切りに、令和3年には伊那市・諏訪市・飯田市・長野市と締結し、年度内には松本市等とも締結予定であり、来年以降も締結市町村を拡大していく予定です。

我々は、東日本台風災害における被災者対応を通じ、被災時に弁護士が、法律相談を含む様々な困りごとの相談に耳を傾けること自体が、被災者の精神的支援に繋がるということ、身をもって経験しました。

また、行政が提供しきれない生活再建のための支援情報等を被災者へ提供することも弁護士の重要な役割であるところ、発災直後には、当会会員が人海戦術により各地の避難所や市町村窓口、ボランティアセンター等へ被災者向け弁護士会ニュースやチラシ等を直接持参していましたが、後に、長野県との連携により、被災市町村を介して、被災者台帳に掲載された県内全被災世帯に弁護士会からの支援情報を提供できる体制も構築することができました。この体制は、令和3年8月前線による大雨災害の際にも活用し、速やかな被災地への支援情報提供に役立っています。

- 4 当会では、今もなお、令和元年東日本台風被災者の皆様向けに「復興支援ダイヤル（026-232-2777）」による相談体制を維持し、電話相談・面談相談・出張相談をいずれも無料で提供し続けております。

被災者及び被災地域の復旧・復興は、まだまだ緒に就いたばかりといえます。応急仮設住宅の退去予定日が迫る中、生活再建が未だ途上であるなど、被災者の皆様の苦境は続いています。長野市内の応急仮設住宅入居者のうち3割強もの方々が退去困難な状況にあるという報道もあり、当会は、長野県及び長野市に対し、退去困難者の意向が可能な限り実現するようアウトリーチの手法で個別具体的に事情・原因を聴取し、一人ひとりに寄り添った適切な住宅支援を行うよう要望します。

- 5 当会は、引き続き、東日本台風による被災者の皆様の生活再建をはじめとする被災地の復旧・復興を叶えるため、被災者支援活動に取り組む所存であり、今後も、被災者支援を基本的人権の擁護を使命とする弁護士の責務として捉え、より広く、より速やかで、よりきめ細やかな被災者支援体制の実現に努める所存です。

2021年（令和3年）10月11日

長野県弁護士会
会長 久保田明雄